

排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る 国際法上の諸課題に関する検討会について



【趣 旨】

- 再生可能エネルギーの主力電力化に向けた切り札である洋上風力発電は、我が国の2050年カーボンニュートラル実現に必要不可欠である。これまで再エネ海域利用法等に基づき、我が国領海内での導入の取り組みを行ってきた。
- 近年、洋上風力の排他的経済水域（EEZ）への展開を可能とするための法整備を含む環境整備に対するニーズが高まってきている。
- EEZにおける洋上風力発電の実施に関して、国連海洋法条約（UNCLOS）との整合性を中心に、国際法上の諸課題に関する検討を行うため、国際法、洋上風力分野等の有識者をメンバーとする検討会を開催することとした。

【構 成】

1 有識者（敬称略）

來生 新（座長）	神奈川大学 海とみなと研究所上席研究員 横浜国立大学名誉教授、放送大学名誉教授
井上 登紀子	東京海上日動火災保険株式会社執行役員
兼原 敦子	上智大学教授
清宮 理	一般財団法人 沿岸技術研究センター参与 早稲田大学名誉教授
鈴木 英之	東京大学大学院教授
西村 弓	東京大学大学院教授
西本 健太郎	東北大学大学院教授

2 関係省庁

内閣府総合海洋政策推進事務局
外務省国際法局国際法課海洋法室
水産庁漁政部企画課
資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課風力政策室
国土交通省総合政策局海洋政策課
国土交通省海事局海洋・環境政策課
国土交通省港湾局海洋・環境課
環境省大臣官房環境影響評価課

【主な論点】

- ①洋上風力発電の国際法上の位置づけ
- ②主権的権利・管轄権の範囲
- ③安全水域の設定
- ④他国の権利に対する妥当な考慮
- ⑤環境影響評価
- ⑥関係国への事前通報・公表の要否

【スケジュール】

- | | |
|-----|---------------|
| 第1回 | 令和4年10月6日（木） |
| 第2回 | 令和4年11月8日（火） |
| 第3回 | 令和4年12月13日（火） |
| 第4回 | 令和4年12月26日（月） |
| 第5回 | 令和5年1月17日（火） |

検討会取りまとめの概要

1. はじめに

(略)

2. 各論点についての検討結果

論点① 洋上風力発電施設の国際法上の位置づけ

EEZにおいて、洋上風力発電施設は、国連海洋法条約（UNCLOS）における「施設及び構築物」に位置付けられるか。

論点に対する考え方

- 特定の場所に固定され、主たる活動目的が経済目的である洋上風力発電施設は、国際法上、UNCLOSにおける「施設及び構築物」と位置付けることが適当と考えられる。

論点② 主権的権利・管轄権の範囲

我が国が行使できる風からのエネルギーの生産に関する主権的権利・管轄権の具体的な内容は何か。

論点に対する考え方

- 国内法上必要な手続きを規定すれば、沿岸国はEEZにおいて認められた主権的権利・管轄権の行使の一環として、建設、利用時のメンテナンス、解体の各段階にわたって、洋上風力発電事業に係る探査及び開発のための活動や占用等の許可、監督処分、報告の徴収、立入検査などを行うことができると考えられる。

論点③ 安全水域の設定

我が国のEEZにおいて、洋上風力発電施設の周囲に安全水域を設定することができるのか。また、安全水域の設定が可能な場合にはどの程度の範囲を設定し、どのように周知すべきか。

論点に対する考え方

- 「海洋構築物安全水域設定法」に基づき、洋上風力発電施設の外縁から500mを超えない範囲で安全水域を設定することができる。
- UNCLOS上求められる「適当な通報」として、当該安全水域の位置及び範囲を告示するとともに水路通報等による周知を行うことが必要となると考えられる。

論点④ 他国の権利に対する妥当な考慮

沿岸国としてEEZにおいて洋上風力発電を実施する場合、他国の権利及び義務との関係で、いかなる考慮が必要となるか。例えば、当該水域における他国の航行の自由や海底電線等敷設の自由との関係についてはどうか。

論点に対する考え方

- EEZの沿岸国が、UNCLOSに基づき権利・自由を行使する際、他国の権利及び義務に対して妥当な考慮を払うことは一般的・総則的な義務である。
- 「航行の自由」との関係では、洋上風力発電施設を設置する際のその位置について海図への記載等を行うことに加え、安全水域を設定する際のその位置及び範囲について告示等を行うことをもって、妥当な考慮を果たしたといえると考えられる。
- 「海底電線、海底パイプライン敷設の自由」との関係では、これに加え、少なくとも敷設に際し、ケーブル同士の摩耗を防ぐ観点から、一定程度の距離を取るなどといった対応をとることが、妥当な考慮といえると考えられる。

論点⑤ 環境影響評価

洋上風力発電をEEZで実施する場合には、海洋環境への影響の評価をいかにして行えばUNCLOS上の義務を果たせると考えるか。

論点に対する考え方

- EEZにおいて洋上風力発電を実施する場合のEIA（※）については、国際社会での議論や他国の国家実行等を踏まえながら、洋上風力に係る環境影響評価制度のあり方の検討を踏まえた所要の国内的措置を講じた上で、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」に基づき、国内法令を適用して対応する必要があると考えられる。
※EIA: Environmental Impact Assessment

論点⑥ 事前通報・公表の要否

人工島、施設及び構築物の建設について、関係国に対して個別に事前通報を行う国際法上の義務はないのか。

論点に対する考え方

- EEZにおける洋上風力発電に関し、他国の国家実行等も踏まえながら、事前通報等の要否やその範囲を政府において適切に判断する必要がある。

※上記論点に加え、各委員が、今後政府が留意すべきとして指摘した事項あり。

3. おわりに

- 政府においては、今般の本検討会において整理された論点の考え方等を踏まえ、EEZにおける洋上風力発電実施に向けた具体的な国内法制度整備の検討を速やかに開始することが望ましい。